公立学校施設の防災機能強化事業の概要
（学校施設環境改善交付金）

1. 趣旨

学校施設について、災害時における児童生徒の安全を確保し、また地域住民の避難所として必要な機能が発揮できるよう、防災機能の強化を図る。

2. 対象施設

公立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校（前期課程）、特別支援学校、中等教育学校（後期課程）、高等学校

※中等教育学校（後期課程）及び高等学校については下記4. の「屋外防災施設」のみ対象

3. 算定割合等

算定割合：1／3

下限額：400万円～上限額：2億円（過去急増市町村にあっては3億円）
※自家発電設備に限り、下限額は設置者単位で「200万円×設置校数」
（ただし1校500万円を上限とする）

4. 工事内容

○非構造部材の耐震化工事
・天井の落下防止工事
・設備機器の移動・転倒防止工事　等

○児童生徒の安全を確保する上で必要な工事
・避難経路や外階段の設置工事
・転落防止のための柵、手すりの設置工事　等

○屋外防災施設
・備蓄倉庫、給水槽、防火水槽、井戸、屋外便所　等

○自家発電設備の整備
・避難所指定校への自家発電設備（据え置き式）の整備
・既設の太陽光発電への自立運転機能付加

天井の落下防止対策

避難通路・階段

備蓄倉庫

自家発電機

避難所機能強化に活用できる他省庁の主な支援制度

緊急防災・減災事業債　／　防災対策事業債	
内容	（緊急防災・減災事業債） ・防災基盤の整備事業並びに公共施設等の耐震化事業で、東日本大震災及び平成28年熊本地震を教訓として、全国的に緊急に実施する必要性が高く、即効性のある防災、減災のための地方単独事業等 （防災対策事業債） ・地方単独事業として行う防災基盤の整備事業、公共施設等の耐震化事業等 （対象の一例） ・防災資機材等備蓄施設及び拠点避難地　・非常用電源　・緊急時に避難又は退避するための施設 ・指定緊急避難場所及び指定避難所において防災機能を強化するための施設 ・指定緊急避難場所及び指定避難所における避難者の生活環境の改善のための施設
対象	地方公共団体
補助率	（緊急防災・減災事業債） 充当率：100%、交付税措置：70% （防災対策事業債） ①防災基盤整備事業 充当率：75%、交付税措置：30% ※デジタル化関連事業等、津波浸水想定区域移転事業　充当率：90%、交付税措置50% ②公共施設等耐震化事業 充当率：90%、交付税措置：50% ※地震防災緊急事業五箇年計画に定められた施設の耐震改修事業　充当率：90%、交付税措置：2/3
備考	緊急防災・減災事業債については平成32年度まで
担当部局	総務省 自治財政局 地方債課 TEL：03-5253-5629

消防防災施設整備費補助金	
内容	耐震性貯水槽、備蓄倉庫等
対象	都道府県（沖縄県を除く）、市町村（一部事務組合等を含む）
補助率	耐震性貯水槽：1／2、備蓄倉庫：1／3（地防法に基づくものは1／2）
備考	・補助対象となる耐震性貯水槽、備蓄倉庫等の規格は消防防災施設整備費補助金交付要綱別表第3による（例 備蓄倉庫の延床面積は30㎡以上であること） ・耐震性貯水槽については、地上設置型、飲料水兼用型等についても補助の対象となる ・都道府県分（沖縄県分を除く）及び指定都市分は平成24年度まで地域自主戦略交付金の対象であったが、平成24年度補正予算（第1号）より本補助金の対象 ・沖縄県分は沖縄振興公共投資交付金の対象となる
担当部局	消防庁 消防・救急課 TEL：03-5253-7522

都市防災総合推進事業	
内容	○地区公共施設等整備 ・道路又は公園、広場等の地区公共施設 ・防災まちづくり拠点施設（耐震性貯水槽、備蓄倉庫、非常時通信システム等の整備を含む）
対象	地方公共団体、防災街区整備推進機構等
補助率	１／２（用地費、間接補助は１／３）等
備考	・防災・安全交付金、社会資本整備総合交付金（沖縄県は沖縄振興公共投資交付金）の交付対象事業として交付 ・地区公共施設等整備は、都市防災に関する計画（地方公共団体が既に実施したこれと同等の調査を含む。）を踏まえて、防災上特に対策が必要とされる地区において行う ・原則として、地区公共施設等整備の用地費については都市施設公園、地区公共施設のみ対象（道路については原則として幅員４ｍを超える部分に限る） ・南海トラフ特措法に基づく津波避難対策緊急事業計画に位置づけられ、一定の要件を満たす避難場所、避難路の整備については補助率２／３
担当部局	国土交通省 都市局 都市安全課 TEL：03-5253-8401

都市再生整備計画事業（旧まちづくり交付金）	
内容	○地域生活基盤施設 地域防災施設（耐震性貯水槽、備蓄倉庫、放送施設、情報通信施設、発電施設、排水再利用施設、避難空間等の地域の防災のために必要な施設）
対象	市町村又は都市再生法第46条の2第1項の規定基づく市町村都市再生整備協議会
補助率	事業費に対して概ね４割（交付金の額は一定の算定方法により算出）
備考	次のいずれかの要件に該当する計画対象地区に設置されるものに限る。 ①災害対策基本法第２条第１０号に基づく地域防災計画に定められた避難地若しくは避難路等が、計画対象地区内にあり、又は計画対象地域に隣接していること ②計画対象地区が、鉄道駅の周辺や商業地等多くの人が集まる地区を含んでいること ③計画対象地区が、木造建築物が密集している等の防災上危険と認められる市街地を含み、又は隣接していること ※上記以外についても、地域創造支援事業等（いわゆる提案事業）として実施することにより交付対象となる場合があります。
担当部局	国土交通省 都市局 市街地整備課 TEL：03-5253-8412

住宅市街地総合整備事業	
内容	住宅市街地総合整備事業における、共同施設整備、居住環境形成施設整備等
対象	地方公共団体等
補助率	補助率 １／２等
備考	密集住宅市街地で、地方公共団体が「住宅市街地整備計画」を策定している区域内
担当部局	国土交通省 住宅局 市街地建築課 市街地住宅整備室 TEL：03-5253-8517

住宅・建築物安全ストック形成事業	
内容	○住宅・建築物耐震改修等事業 ①避難所等の耐震改修に関する事業 小・中学校や公民館など災害時に避難所等として使用されるもののうち、地域防災計画に位置付けられている等の建築物が対象 ②避難所等以外の耐震改修に関する事業
対象	地方公共団体等
補助率	①地方公共団体が実施する場合：国１／３ 地方公共団体以外が実施する場合：国１／３、地方１／３ ②地方公共団体が実施する場合：国１１．５％ 地方公共団体以外が実施する場合：国１１．５％、地方１１．５％
備考	平成25年11月25日に「建築物の耐震改修の促進に関する法律」が改正され、一定の要件（階数２以上かつ3,000㎡以上等）を満たす小・中学校等は、平成27年末までに耐震診断を実施し、その結果を定められた期限までに所管行政庁に報告することが義務づけられました。これらの診断義務付け対象建築物は、社会資本整備総合交付金等による国の補助率が拡充（11.5→１／3）されています。また、都道府県が耐震改修促進計画に避難所等の防災拠点として位置づけられ診断義務付け対象となる場合にも、補助率が拡充されています（1／3→2／5）。
担当部局	国土交通省 住宅局 市街地建築課 市街地住宅整備室 TEL：03-5253-8517

下水道総合地震対策事業	
内容	災害対策基本法及び同法に基づく地域防災計画に位置づけられた施設に整備するマンホールトイレシステム
対象	地方公共団体
補助率	１／２等
備考	・「マンホールシステム」：マンホール蓋から下水本管への接続部分及び貯水槽等マンホールトイレを利用するために必要な施設 ・防災拠点又は避難地について、マンホールを含む下部構造物が補助対象となる。（便器及び仕切り施設（テント等）は除く。）
担当部局	国土交通省 下水道部 下水道事業課 TEL：03-5253-8430

浜の活力再生交付金（うち漁港機能高度化目標）	
内容	原則として漁港漁場整備法に基づき指定された漁港の区域内及びその背後集落等において行われる取組に対する支援事業 ○施設整備事業 津波漂流防止施設、避難施設（避難階段、避難路等）、異常気象情報観測施設、異常気象監視施設、防災情報伝達施設、災害時援助施設（避難所、緊急物資保管庫等）、緊急時物資等輸送施設、非常用電源施設 ○防災対策推進事業 津波・高潮ハザードマップ、避難マニュアル及び避難・災害シミュレーション等の見直し・策定に係る経費や既存の共同利用施設の耐震診断に係る経費等
対象	都道府県、市町村、水産業共同組合
補助率	１／２等
備考	地域防災計画と整合のとれた事業を支援
担当部局	水産庁 漁港漁場整備部 防災漁村課 環境整備班 TEL：03-6744-2392

○学校施設整備に係る防災対策に関する国庫補助事業一覧

担当省庁	補助事業等名称		補助率	地域の避難所となる学校施設に必要な機能																						国担当部局
				水（食料・飲料）					照明、電気・ガス							情報通信			トイレ		衛生	寝床・寒さ対策、暑さ対策、ﾊﾞﾘｱﾌﾘｰ			備蓄	
				耐震性貯水槽	防火水槽	浄水・耐震プール	防災井戸	貯水槽蛇口	自家発電設備（据置）	自家発電設備（可搬）	太陽光発電設備・風力発電設備・太陽熱利用設備	蓄電池	ガス変換器	燃料貯蔵・供給設備（災害用パルク等）	調理場（室）	防災無線	衛星電話	校内ＬＡＮ	トイレ	マンホールトイレ	シャワー	和室	空調整備（冷暖房）	バリアフリー化	備蓄倉庫	
文部科学省	公立学校施設整備事業	新増築	1/2	△	△			△	△		△	△	△	△		△		△	△		△	△	△	△	△	大臣官房文教施設企画部 施設助成課 TEL：03-6734-2466
		改築	1/3	△	△			△	△		△	△	△	△		△		△	△		△	△	△	△	△	
		地震補強	Is＜0.3：2/3 Is≧0.3：1/2 など																							
		長寿命化改良事業	1/3	△	△			△	△		△	△	△	△	△ ※1	△		△	△		△	△	△	△	△	
		大規模改造	1/3	△	△			△	△		△	△	△	△	△ ※1	△		○	○		△	△	○	○	△	
		防災機能強化事業	1/3	○	○		○		○										○	○					○	
		太陽光発電等導入事業	1/2								○	※2														
		木の教育環境整備	1/3																			○				
		地域・学校連携施設整備事業	1/3																						○	
		学校給食施設整備事業	1/2, 1/3												○											初等中等教育局 健康教育・食育課 TEL：03-6734-2692
		学校体育諸施設整備事業	1/3 (1/2)			○													○		○					スポーツ庁 参事官（地域振興担当） TEL：03-6734-2672
		社会体育施設耐震化事業	1/3																							
総務省	緊急防災・減災事業債（地方単独事業）		―	○	○		○		※3	※3	※3	※3	指定緊急避難場所及び指定避難所において防災機能を強化するための施設や、避難者の生活環境の改善のための施設が対象													○	総務省自治財政局地方債課 TEL：03-5253-5629
	防災対策事業債（地方単独事業）		―	○	○		○		※3	※3	※3	※3	指定緊急避難場所及び指定避難所において防災機能を強化するための施設や、避難者の生活環境の改善のための施設が対象													○	
消防庁	消防防災施設整備費補助金		1/2, 1/3	○																					○	消防・救急課 TEL：03-5253-7522
国土交通省	社会資本整備総合交付金等（※4）	都市防災総合推進事業	1/2, 1/3	○			○		○	○										○					○	都市局都市安全課 TEL：03-5253-8401
		都市再生整備計画事業（旧まちづくり交付金）	概ね4割	○					○										※5						○	都市局市街地整備課 TEL：03-5253-8412
		住宅市街地総合整備事業	1/2, 1/3	密集市街地整備事業の一環として、密集住宅地において学校をコミュニティ施設、防災関連施設としてとらえた場合に可能となるものがある																						住宅局市街地建築課 市街地住宅整備室 TEL：03-5253-8517
		住宅・建築物安全ストック形成事業	1/3 等																							
		下水道総合地震対策事業	1/2 等																	○						下水道部下水道事業課 TEL：03-5253-8430
農林水産省	農山漁村地域整備交付金 農地防災事業（農村災害対策整備事業）		1/2 等		※6																					農村振興局整備部 防災課広域防災班 TEL：03-3502-6430
	農村地域防災減災事業（農村防災施設整備事業）		1/2 等		※6																					農村振興局整備部 防災課広域防災班 TEL：03-3502-6430
水産庁	浜の活力再生交付金（漁港機能高度化目標）		1/2 等	原則として漁港漁場整備法に基づき指定された漁港の区域内及びその背後集落において行われる取組の場合に該当するものがある。																						漁港漁場整備部 防災漁村課環境整備班 TEL：03-6744-2392

凡例　○：それを目的とした整備が可能
△：新増築、改築、長寿命化改良事業、大規模改造（老朽）とあわせて行う際に補助対象となる
●：学校以外に設置する場合に補助対象となる

※1　付帯施設は補助対象外となる。
※2　太陽光発電設備と併せて設置する場合、補助対象となる。ただし、太陽光発電設備既設置校に限り、単体設置が可能。
※3　非常用電源として認知されているものが対象となる。可搬タイプのものは適債性のあるものに限る。
※4　社会資本整備総合交付金事業等において、上記に印のある施設以外についても、基幹事業と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業は、効果促進事業として交付対象とできる場合がある。
※5　バリアフリー対応の公衆トイレに限る。
※6　集落の防災安全のために必要な施設に限る。

この表は、学校施設整備に関する防災対策として想定される主な事業を例示したものです。各制度には財政支援等のための要件がありますので、
詳細についてはそれぞれの制度を所管する府省庁に照会・相談して下さい。